「個人情報保護だから…」の言葉に、戸惑いも…

４月から「個人情報保護法」が施行なったが、病院外来で呼び出しの名前の呼称をしなく、また、病室入り口から患者の名札さえ取り外す病院のニュースに接し、戸惑いを感じていた。だって、知人を見舞いに行こうと思い、まだ入院中かどうかを電話で病院に問い合わせても、教えてもらえないかも……。

そうした折、福知山線脱線事故の折も、安否を気遣う家族、知人の問い合わせに、この法を盾に被害者が入院中かどうかの情報提供を渋った病院があったようで、一体この法はどういう法なのか知っておきたくなった。

法にさっと目を通すと、個人情報取扱事業者が、個人を特定できる情報（氏名や住所等）の不正な取得や、本人の同意なしに情報を第三者へ提供すること等を禁じた法であり、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって」、また、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、この法の対象外であるよう。

この法は、個人情報を事業の用に供している会社、非営利団体等が対象のようである（行政機関、独立行政法人機関等は、それぞれの「個人情報の保護に関する法律」があるよう）。

知人から、他の知人の情報の問い合わせに応えるような、個人関係の間ではそう神経を尖らせることではなさそう（個人関係の個人のプライバシーに関するトラブルは、従来通り民法上の問題のよう）。

また、福知山線脱線事故のような、本人の同意を得ることが困難な場合は、可能ということだろうと解釈できる。

ただ、病院見舞いの問い合わせの件は、外部からの問い合わせにどう応えるかの本人の意思を前もって確認するという、何とも手間暇がかかりそう。

もし、本人が承諾していなければ、入院しかどうかも分からずじまいで、「自分には、どうして入院を教えなかったのか！」と、後々のギクシャクした人間関係にもなりかねない。

また、病院の電話受付段階で、この法を盾に断られることもありそう。それはそれで、本人の意思を前もって確認しなかったと、病院と患者のトラブルにもなりそう。

所詮、法は文章上の法であり、実際の運用・活用は、福知山線脱線事故時に病院により対応が異なったように、やはり、最終的にはその人間の法知識、解釈、判断によることになるのだろうなあ。

（2005 年 5 月 26 日　記）